

事 務 連 絡  
平成21年4月30日

各厚生労働大臣認可 （ 水 道 事 業 者  
水道用水供給事業者） 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

### 新型インフルエンザに対する対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

現在、メキシコ、米国等において、ヒトの間で豚インフルエンザウイルス（H1N1亜型）による新型インフルエンザが発生しておりますが、本日（日本時間）、WHOにおいて、パンデミック警戒レベルがフェーズ4からフェーズ5に引き上げられました。

政府では、引き続き、これまでどおり必要な対策を着実に実施しているところですが、本年4月27日付け及び4月28日付け事務連絡においてもお願いしたとおり、各水道事業者及び各水道用水供給事業者におかれては、事業の継続に向けた対応を図っていただくよう、ご検討をお願いいたします。

また、現時点では国内で新型インフルエンザの患者が発生したとの報告はありませんが、本年4月27日付け事務連絡においてもお知らせしたとおり、当面の政府の対処方針として、国内における患者の発生に備えた対策を実施することが決定されたところです。仮に国内で新型インフルエンザの患者が発生した場合には、さまざまな感染拡大防止措置が講じられることになると思料されます。

今後、水道週間関連行事の一環で実施する浄水施設の一般開放をはじめとして、不特定多数の方が参加する浄水施設等におけるイベント開催等の機会が全国的に予定されていると承知していますが、各水道事業者及び各水道用水供給事業者におかれては、国内で新型インフルエンザが発生した場合を念頭に置きつつ、これらイベント開催等の対応についてあらかじめご検討いただくよう、お願いいたします。

#### （参考）

○首相官邸（「海外における新型インフルエンザの発生に関する政府の対応状況」のページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

○内閣官房（「新型インフルエンザ対策」のページ（「新型インフルエンザ対策行動計画」等に関する情報が掲載されています。））

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

○厚生労働省（「新型インフルエンザ対策関連情報」のページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

○厚生労働省健康局水道課（「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」のページ）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html>

○外務省（「海外安全ホームページ」）

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

○WHO（“Swine Influenza”のページ）

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/index.html>